規約・規定集

ゼンキン連合東京

東京洗染労組

目　　次

	頁
ゼンキン連合綱領	1
ゼンキン連合東京　東京洗染労組綱領	1
規　約	2
第１章　総　則	2
第１節　名称及び所在地	2
第２節　目的及び事業	2
第２章　組合員	2
第１節　組合員の□及び範囲	2
第２節　組合員の権利義務	3
第３節　組合への加入・脱退	3
第３章　機　関	4
第１節　大　会	4
第２節　執行委員会	5
第３節　支部会	5
第４節　統制委員会	6
第５節　各種専門委員会	6
第４章　書記局及び専門委員会	6
第５章　会議の構成及び議決	7
第１節　会　議	7
第２節　議　決	7
第６章　役員及び委員	8
第１節　役　員	8
第２節　代議員	8
第３節　統制委員	9
第４節　役員、支部長の罷免	9
第７章　選　挙	9
第８章　会　計	10
第９章　交渉権	10

頁
第１０章　賞　罰 …… １１
第１１章　支　部 …… １１
第１２章　争　議 …… １１
第１３章　その他 …… １２

規　定 …… １３
会計及び会計監査規定 …… １３
役員手当及び賃金保障規定 …… １５
出張旅費規定 …… １７
労働金庫取扱規定 …… １８
共済規定 …… ２０
表彰規定 …… ２３

ゼンキン連合綱領

1．われらは労働者の友愛と信義に結ばれた健全にしていかなる外部の力にも支配されない民主的な組織の確立をはかる。

1．われらは労働者の経済的・社会的・政治的地位の向上と、共同福利の増進をはかると共に労働の社会的意義を高め産業民主化の徹底とその社会化に努める。

1．われらは労働階級の生活諸条件の向上と産業の高度の発展のために資本主義に反対する。同時に民主主義を否定する共産主義、ファシズムに反対する。

1．われらは技術の錬磨、品性の陶冶、識見の啓発に務め、もって人格の向上と完成をはかる。

1．われらは民主的平和日本を建設し、併せて国際的労働運動の提携を通じて世界平和に貢献する。

ゼンキン連合東京　東京洗染労組綱領

1．われらは団結力により労働条件の維持改善並びに共同福利の増進を期す。

1．われらは組合員相互の友愛信義を尊び識見をたかめて文化的生活の向上を期す。

1．われらは常に技術を錬磨し労使協力して洗濯産業の発展を期す。

規　　約

第１章　総　　則

第1節　名称及び所在地

第 1 条　本組合はゼンキン連合東京　東京洗染労組（以下単に労組という）と称する。

第 2 条　本労組の事務所を東京都目黒区大橋一丁目六番二号株式会社東京洗染機械製作所内に置く。

第 3 条　本労組は法人として登記する。

第2節　目的及び事業

第 4 条　本労組は綱領の貫徹を以て目的とする。

第 5 条　本労組は前条の目的を達成するため次の事業を行う。

1．労働協約に関する事項
2．労働条件の維持改善に関する事項
3．組合員の教育に関する事項
4．福利厚生・文化の向上に関する事項
5．組合員の相互共済に関する事項
6．生産性の向上に関する事項
7．同一目的を有する諸団体との連携協力に関する事項
8．その他目的達成に関する事項

第２章　組　合　員

第1節　組合員の資格及び範囲

第 6 条　本労組は株式会社東京洗染機械製作所の従業員で組織し、従業員は組合員でなければならない。但し次の各号の一つに該当する者は除く。

1．会社役員、課長（待遇を含む）以上の役職にある者。
2．人事及び経理業務に従事する係長（待遇を含む）の役職にある者。
3．営業所の長。
4．顧問、嘱託、臨時、パートタイマーにある者。
5．役員の秘書、運転手。
6．その他会社と組合とが協議決定した者。

第７条　組合員は総てこの規約の下に平等の権利と義務を有し、人種、宗教、性別、門地又身分によって組合員たる資格を奪われ又、差別待遇を受ける事はない。

第2節　組合員の権利義務

第８条　組合員は次の権利を有する。
1．執行委員、代議委員、統制委員の選挙権及び被選挙権
2．大会に於ける発言権及び議決権（代議委員として）
3．会計、議事録等（組合書類）を閲覧する権利
4．臨時組合大会の開催を要求する権利
5．懲罰について弁明する権利

第９条　組合員は次の義務を有する。
1．組合の綱領規約を守り、その正常な発展に協力する義務
2．組合費を納入する義務
3．組合の役員、各委員に選出された時就任する義務
4．組合機関の構成員はそれぞれの会議に出席する義務
5．大会の決議によりこれを執行する機関の統制に従う義務

第3節　組合への加入・脱退

第１０条　組合への加入は、当該者の入社と同時に行われる。

第１１条　前条の手続きにより通知を受けたときは、組合は速やかに組合員名簿に登録の上組合規約を交付すると同時に、加入組合員に対し本労組の主要内容を知らせなければならない。

第１２条　組合員としての資格は第１０条の手続き完了と同時に取得する。

第１３条　組合員は次の各号に該当するときはその資格を失い、組合員名簿よ

り削除される。

1．会社との雇傭関係が消滅したとき、但し解雇は組合が承認したとき

2．死亡したとき

3．組合より除名されたとき

4．第６条但書に該当する非組合員となったとき

第３章　機　　関

第１４条　本支部に次の機関をおく。

1．大会　　2．支部会　　3．執行委員会　　4．統制委員会

第1節　大　　会

第１５条　大会は労組の最高決議機関であって役員及び代議員を以て構成する。尚、組合員の傍聴を認める。

第１６条　大会は次の場合委員長が召集する。

1．定期大会（毎年１回１０月）

2．執行委員会が必要と認めたとき

3．組合員の三分の一以上の要求があったとき

委員長は、大会の召集にあたって事前に開催の理由、日時、場所、及び付議事項を告示しなければならない。

第１７条　大会は次の事項を審議決定する。

1．組合の基本的運動方針に関する事項

2．労働協約の改定・変更に関する事項

3．予算及び決算に関する事項

4．罷業権の行使に関する事項

5．上部団体への加入・脱退に関する事項

6．組合綱領規約の改正・変更に関する事項

7．組合員の除名に関する事項

8．組合の解散に関する事項

9．役員の選出及び罷免に関する事項

10．事業報告に関する事項

第2節 執行委員会

第１８条　執行委員会は本労組の執行機関であって会計監査を除く全役員を以て構成する。

第１９条　執行委員会は委員長が随時これを召集する。

第２０条　執行委員会は大会及び支部会に対し責任を負い、その活動は次回の支部会及び大会に報告しなければならない。

第２１条　執行委員会は大会の決議並びに規約に従って組合業務を執行し、次の事項を運営処理する。

1．大会で決定した事項の執行
2．各種会議の議案の作成
3．運営方針並びに予算の企画、立案
4．その他組合運営に関する業務の執行

緊急止むを得ない事項で大会又は支部会を招集することができないときは、執行委員会の責任に於いてこれを執行することができる。

第3節 支部会

第２２条　支部会は各支部の決議機関であって全支部組合員を以て構成する。

第２３条　支部会は次の場合支部長がこれを召集する。

1．大会に当たっての代議員の選出
2．支部長が必要と認めたとき
3．執行委員会が必要と認めたとき
4．支部組合員の三分の一以上の要求があったとき

支部長が支部会を招集するときは事前に開催の理由、日時、場所及び付議事項を告示しなければならない。

第２４条　支部会は次の事項を審議決定する。

1．当面の支部活動方針
2．各種要求案の審議
3．大会への質疑事項（代議員を通して）
4．支部予算費用の流用
5．労使協議会への議案要求

第4節 統 制 委 員 会

第２５条　統制委員会は組合員の賞罰を審議決定する機関であって、第４４条より選出された統制委員を以て構成する。

第２６条　統制委員会は組合員又は労組から提訴された時もしくは委員三分の一以上の要請があった時、又は必要と認めたとき委員長が召集する。

第２７条　統制委員会は統制委員の三分の二以上の出席により成立し、議決は委員総数の過半数の賛成を得なければならない。

第5節　各種専門委員会

第２８条　労組は活動の円滑な推進をはかるため機関の承認を得て、各種専門委員会を設置することが出来る。

1．労協改定委員会
2．表彰委員会
3．選挙管理委員会
4．その他

委員会の運営については別に定める規定及び細則による。

第４章　書記局及び専門部会

第２９条　執行委員会はその業務処理のため、書記局及び次の専門部会を置く。但し大会の決議により専門部を増減することができる。

1．組織部
2．情報宣伝部
3．共済部
4．教育研修部
5．青年婦人部
6．企画調査部
7．政治対策部

第３０条　書記局は書記長の管掌の下に次の各項を処理する。

1．公式書類の作成及び保管
2．議事録の保管

3．組合印及び委員長印の保管
4．組合資産の管理
5．組合員及び役員名簿の作成整理
6．その他の業務処理

第３１条　各専門部は夫々業務を分掌し、各専門部毎に部長一名を置く。部長は執行委員会に於いて会計監査を除く役員中より互選により選出する。

第５章　会議の構成及び議決

第1節　会　　議

第３２条　総ての会議は構成員の二分の一以上の出席がなければ成立しない。又、委任状は原則として認めない。

第３３条　大会の議長はその都度構成員中から選出する。
その他の機関の議長はその長がこれを行うことを原則とする。

第３４条　議長は議場の秩序を保持し、議事録を調整せしめ会議を代表する。議場にあって議場を混乱し、会議の進行を妨げる行為があるときは、行為の中止又は退場を命ずることが出来る。

第2節　議　　決

第３５条　規約に特別に定めてある場合を除き、会議の議決は出席者の過半数で決定する。可否同数の時は議長の決定に従うものとする。但し議長は構成員として議決に加わることが出来ない。又大会にあっては役員は議決権を有しない。

第３６条　議事の決定は通常の場合は挙手によるが、第１７条４項、６項その他議長が必要と認めた場合は、組合員の直接無記名投票に依るものとする。

第３７条　総ての会議はこれを記録し保管しなければならない。記録の責任はこれを明らかにし議長並びに書記の署名捺印をするものとする。

第３８条　会議の出席はその会議毎に明らかにし、名簿或いは定足数、出席員数をその議事録に記載するものとする。

第６章　役員及び委員

第1節 役　　員

第３９条　本労組に次の役員を置く。

１．委員長　１名	２．副委員長　若干名
３．書記長　１名	４．副書記長　１名
５．執行委員　若干名	６．会　計　１名
７．会計監査　２名	

第４０条　役員の任務は次の通りとする。

１．委員長は本労組を代表し、定例、臨時等総ての会議の召集統括をなし、組合の秩序保持、規約の実施等に関し、大会並びに組合に対し一切の責任を負う。

２．副委員長は委員長を補佐し、委員長事故あるときはこれを代行する。

３．書記長は書記局を管掌し組合業務を処理する。

４．副書記長は書記長を補佐し、書記長事故あるときはこれを代行する。

５．会計は組合費の徴収及び現金の出納保管に当り、予算、決算に関する組合業務の整理を行う。

６．執行委員は執行委員会の業務を分掌し業務執行の責任を負う。

７．会計監査は会計の監査を行い１会計年度に１回以上その結果を組合員に報告しなければならない。

第2節 代　議　員

第４１条　各支部において大会に当り次の代議員を選出する。

１．本社支部、東京支部、多摩川支部は支部組合員６名につき１名の代議員

２．相模原支部は支部組合員８名につき１名の代議員

３．その他の支部は各支部組合員１０名につき１名の代議員

４．１支部で組合員が１０名に満たないところは１名の代議員
支部長は代議員を兼務できる。

第４２条　代議員は大会の構成員として、大会における発言権及び議決権を有

する。

第3節 統 制 委 員

第４３条　統制委員の人数と任務は次の通りとする。

1．委員長　　1名

委員長は委員会の業務を統括し会議を主宰し議長となる。

2．副委員長　1名

副委員長は委員長を補佐し、委員長事故あるときはこれを代行する。

3．委　員　　5名

委員は委員会の構成員となりその議決に参与する。

第4節　役員、支部長の罷免

第４４条　役員、支部長は、組合員の不信任決議がなされた場合は辞任しなければならない。

第４５条　支部長が職場変更等により選出された選挙区より離脱する事態が生じた場合は辞任しなければならない。又会社組織の変更及び職場移動等により現行選挙区に大きな変動が生じたと執行委員会が認めた場合は該当区につき支部長の解任と、新たに選挙区分を決定し支部長を選出する。

但し新任者の任期は第４９条を適用する。

第４６条　役員が辞任する場合は、大会の承認を得る。又支部長が辞任する場合は支部会の承認を得、執行委員会に新任者と合わせ報告する。

第７章　選　　挙

第４７条　1．役員は、定期大会の３週間前迄に選挙管理委員会の指示及び別に定める選挙細則に基づき、組合員中より、組合員の直接無記名投票により選出する。

2．支部長は定期大会の３週間前迄に各支部毎に選出する。

3．統制委員は定期大会の３週間前迄に選挙管理委員会の指示に基

づき組合員中より、組合員の直接無記名投票により選出する。

第４８条　役員、支部長、統制委員の任期は２ケ年とする。

第４９条　止むを得ない理由で第４８条の役職者に欠員が生じた場合は、第４７条の手続きにより直ちに新任者を決定しなければならない。

新任者の任期は前任者の残存期間とする。

第５０条　役員補充選挙の際、その役職に立候補及び推薦立候補する場合は、届け出と同時に現職の資格を失う。

第５１条　役員の任期中組合員に増減を生じた場合は原則として、補充選挙及び解任は行わない。

第８章　会　　計

第５２条　本労組の経費は組合費で支弁することを原則とする。但し寄付金は執行委員会の承認を得なければ受領することは出来ない。

第５３条　組合員は組合へ加入する時加入金１００円を納入し又、組合費として毎月基本給の１．９％及び一時金の時に一律１，５００円を納入しなければならない。但し１ケ月以上の長欠者及び休職者は免除する。

一旦納入した組合費は如何なる理由があっても返さない。組合費及び加入金は労働協約により、賃金より差し引くものとする。

第５４条　組合の資産管理、処分に関しては大会の決議を得て委員長がこれを行う。

第５５条　本労組の会計年度は毎年９月１日から翌年８月３１日までとする。

第５６条　会計上の責任は役員の連帯責任とする。毎年度末大会に於いて推薦した職業的に資格のある会計監査人の監査を受け、それが正確であることの証明を添えて大会に報告しなければならない。

第５７条　会計の細部については別に定める会計規定によるものとする。

第９章　交　渉　権

第５８条　団体交渉権は執行委員会が有する。一般組合員は組合が目的達成の為に決議した事項に対しては従わなければならない。

第５９条　交渉権は第三者に依頼しない。

上部団体はこれ限りではない。

第１０章　賞　　罰

第６０条　本組合員にしてこの労組の発展に著しく功労のあった者、又は組合の名誉を高揚した者については、別に定める表彰に関する運用細則に基づき、これを表彰することが出来る。

表彰は大会又は委員会の決議により委員長が行う。

第６１条　組合員であって次の各項に該当する者は懲罰を受ける。

１．組合規約又は機関の決議に違反した者

２．組合の統制秩序を乱した者

３．組合の名誉を著しく汚した者

４．組合の運営又は事業の遂行を妨げた者

第６２条　懲罰は除名、権利の一時停止、戒告の３種とする。

第６３条　懲罰は総てその都度統制委員会を設け、その諮問に基づき委員会が決定し委員長がこれを行う。但し除名及び権利の停止は大会に於いて出席構成員の３分の２以上をもって決定する。

統制委員会細則については別に定める。

第１１章　支　　部

第６４条　執行委員会と組合員相互の連絡の強化をはかるために事業所を単位として支部を設ける。

第６５条　支部に支部長をおく。

第６６条　支部長は第４７条に基づき各事業所毎に投票で決める。

第１２章　争　　議

第６７条　組合が前各条の事業遂行のため、会社との間に不和が生じたときは組合員の直接無記名投票による３分の２以上の決議に基づき争議行為に入ることが出来る。

争議行為は目的達成の為の非常手段であるから組合員は一致協力して目的完遂のために努力しなければならない。

第１３章　そ　の　他

第６８条　本労組の解散は組合員の４分の３以上の多数による大会決議によらなければ解散出来ない。

第６９条　本労組規約の改正は全組合員の直接無記名投票による３分の２以上の賛成がなければならない。

第７０条　本労組規約で法令及び労働協約に抵触する条文があるときは法令及び労働協約に準拠するものとする。

第７１条　本規約に定めなき事項は執行委員会がこれを決定し、大会において承認を得なければならない。

第７２条　本規約の各条文につき、その解釈は覚書として記録し保管する。

第７３条　本労組規約は昭和５９年１１月１日から実施する。

昭和６２年１１月１日改定
平成　２年１１月１日改定
平成　４年１２月１日改定

会計及び会計監査規定

第１条　この規定は規約第５７条に基づいて会計処理に関する施行細則を定めたものである。

第２条　会計処理に関しては執行委員長以下全役員の連帯責任とする。

第３条　この組合には次の簿冊を備え付けなければならない。

１．現金出納簿

２．補助簿

３．決算書、財産目録及び会計監査報告書

４．収支関係伝票並びに証拠書類綴

５．備品の明細簿

６．組合の収支明細表

第４条　第３条の簿冊の保存年限は３ケ年とし、組合員の求めに応じ規約第８条により閲覧させなければならない。

第５条　この組合の現金は、必要最小限度を除き、金融機関に組合名義で預金しなければならない。

第６条　この組合の金銭の収支は予算内において行うものとし、止むを得ない場合は常議委員会または執行委員会の承認を得なければならない。

第７条　前条の規定にかかわらず、緊急止むを得ない場合は、執行委員長の承認を得て会計が責任収支をなすことが出来る。

前項の取扱いをなした場合は、遅滞なくそれぞれの機関の承認を得なければならない。

第８条　組合費は毎月々末までに組合員名簿と照合の上、会社より受領し、所定の収入伝票を発行し処理しなければならない。

第９条　経費の支出をなさんとするときは関係伝票を徴さなければならない。

第１０条　前条の伝票を受理したときは会計はその費途を審査して支出すべき予算科目を決定し所定の支払い伝票を発行する。

第１１条　全ての支出は、専門部長を経由し、書記長の認印がなければ会計はこれを支出することは出来ない。

第１２条　この組合の収入及び支出はすべて予算に編成する。予算は執行委員会で作成し大会の承認を得て執行するものとする。

第１３条　会計は現金及び通帳印鑑を所持する。

第１４条　会計は会計年度終了後大会までに年度決算を完了し、内部会計監査

を受け審査通過後公認会計士の監査報告書を添えて大会に報告して承認を受けなければならない。

第１５条　監査は次の掲げた事項について行う。

1．現金及び預金の出納保管に関する状況
2．諸帳簿、証拠書類の処理に関する状況
3．有価証券の出納保管に関する状況
4．備品消耗品の保管並びに受け払いに関する状況
5．その他会計の事務処理に関する状況

第１６条　会計監査は、半期毎の内部監査と年一回の公認会計士によるものとする。但し会計役員の移動のあった場合又は必要と認めた時は臨時監査を行うものとする。

第１７条　会計監査は監査の結果及び会計事務について改善を要すると認められる事項はこれを執行委員会に報告しなければならない。

第１８条　この規定は昭和５９年１１月１日より実施する。

役員手当及び賃金保障規定

第１条　この規定は組合役員手当並びに組合員が組合用務のために活動したときの手当及び賃金保障を支給するために設ける。

第２条　役員手当は次の通りとする。

執行委員長	１ケ月	８，０００円
副執行委員長	１ケ月	７，０００円
書記長	１ケ月	７，０００円
副書記長	１ケ月	６，０００円
会計	１ケ月	７，０００円
執行委員	１ケ月	５，０００円
書記局員	１ケ月	２，０００円
上部団体派遣役員	１ケ月	２，０００円
会計監査	年間	１０，０００円
支部長	年間	２０，０００円
統制委員	年間	１０，０００円

第３条　賃金保障及び手当は次の通りとする。

１．有給休暇使用	１日	６，０００円
２．休日使用	１日	６，０００円
３．労働協約欠勤	賃金カット分全額	
４．欠勤	賃金カット分全額＋１，０００円	

第４条　前条第１項及び第２項は半日の場合は半額とする。又、第３項及び第４項は賃金カット時間分とする。

第５条　第３条中、活動が１日の場合、昼食代を支給する。但し参加費用に含まれている場合には支給しない。

第６条　時間外活動の手当は次の通りとする。

１．執行部については最低２時間をもって１回当り１，０００円を支給する。

２．執行部外については最低１時間をもって１回当り１，０００円を支給する。

第７条　前条の活動については、夕食代を支給する。

第８条　第３条及び第６条の手当及び賃金保障を支給するに際し、各々活動報告書を書記長に提出し、認可された場合とする。

第 9 条　第3条及び第6条の適用除外活動は次の通りとする。

1．支部会

2．研修会

第１０条　第3条及び第6条の適用範囲は次の通りとする。

1．大会及び臨時大会

2．執行委員会

3．統制委員会

4．執行部内専門部会及び合同会議

5．上部団体主催各種研修会会議及び催し物

6．前条第2項中、参加人員が限定され、書記長が認めた場合

7．前条第1項中、地方支部へ執行委員を派遣した場合

8．メーデー

9．その他書記長が認めるにたりる事由のあった場合

第１１条　この規定は昭和５９年１１月　1日より実施する。

平成　3年　1月　1日改定

出張旅費規定

第 1 条　この規定は組合役員及び組合員が組合用務のために出張するものに旅費として支給するために設ける。

第 2 条　この規定による出張旅費は次の通りとする。

1．汽車賃　　実費（2等分運賃）
2．車　賃　　実費
3．航空賃　　実費
4．食事代　　実費
5．宿泊費　　実費（宿泊地の標準的宿泊料金）

第 3 条　旅費は通常帰着後支払うものとするが出張届の都合により書記長に届け出て仮払いを受けることができる。

第 4 条　この規定は昭和５９年１１月　１日より実施する。

労働金庫取扱規定

第 1 条　この規定は規約第5条に基づき、組合員が東京労働金庫（以下労働金庫という）の利用に際し、その構成かつ円滑を期することを目的とし、労働金庫取扱いに関して定めたものである。

第 2 条　労働金庫の取扱いは会計とし、執行委員会の承認を得て処理する。

第 3 条　会計は労働金庫に関して次の事業を行う。

1．組合員の啓蒙宣伝

2．組合員及びその親族の預金の推進及び取扱い

3．組合員の借入申込の受付、審査、手続き管理及び償還

4．組合資金の預け入れの推進及び組合が労働金庫より借入れる場合の協力

5．その他必要な事項

但し第3号の審査については執行委員会の議を得るものとする。

第 4 条　組合員及びその親族の預金は次の各号中、当該人の希望する方法にて行う。

1．組合員が会計に預金の種類、額等を指定し払込金を持参する。会計はこれをとりまとめ即時又は一定の日に労働金庫へ預金する。

2．組合員又はその親族が労働金庫へ直接出向き組合名を申し出て預金する。

第 5 条　組合員で借入を申し込むものは毎月１５日までに会計へ所定の申込用紙に必要事項を記入し、連帯保証人２名を立てておかなければならない。

連帯保証人は原則として借入申込者より勤続年数の長い者とし、かつ同一人が２名以上の連帯保証人となることは出来ない。

第 6 条　会計は組合員より借入の申し込みを受けた場合、申込者の資金必要度、生活状態、勤続年数等を調査し、執行委員会に提出しなければならない。

執行委員会は申込後一週間以内に借入の可否を審査しなければならない。

第 7 条　執行委員会が借入を承認した者は労働金庫所定の手続きにより行うものとする。

第 8 条　借入金の返済は労働金庫指定限度内の回数にする。

1．借入者は毎月一定日に所定の返済金として会計に届けなければならない。

2．会計は返済金をとりまとめ、毎月一定日までに労働金庫に返済しなければならない。

第９条　借入者が債務完済に至らずして、退職、長期欠勤あるいは組合員の資格を失った場合は、会計は本人の給与及び退職金を他に優先して労働金庫の債務の弁済に充当することができる。

前項もしくは他の事由により、借入者が返済出来ない場合は連帯債務者又は、連帯保証人が直ちに返済しなければならない。

第１０条　この会計の行う事業の監査は、会計監査が帳簿預金及び借入通帳、現金関係証憑書類その他について行う。監査の結果はこれを執行委員会に報告しなければならない。

第１１条　本規定に疑義が生じた場合は執行委員会の解決による。

第１２条　本規定は昭和５９年１１月　１日より実施する。

共　済　規　定

第 1 条　この組合の共済に関する事項は本規定による。

第 2 条　組合員の福利共済及び相互扶助をはかることを目的とし、次の事業を行う。

1．傷病、災害の見舞金に関する事項

2．死亡、脱退の贈呈金に関する事項

3．その他福利共済に関する事項

第 3 条　組合員の共済に関しては第４条以下により祝金、弔慰金、見舞金を贈る。

第 4 条　（結婚祝金）

	東京洗染労組
男女共	２０，０００円

第 5 条　（出産祝金及び出産弔慰金）

組合員又はその配偶者が出産したときは祝金を贈る。

組合員又はその配偶者が妊娠５ケ月を経過し死産したときは前項の金額を弔慰金として贈る。

組合員又はその配偶者が出産した嬰児が１４日以内に死亡したときは祝金を贈らず弔慰金として贈る。

夫婦で正社員の妻が出産したときは何れか一方に祝金を贈る。

組合員が双生児以上の出産をしたときは、これを一件として祝金を贈る。

出産祝金

	東京洗染労組
第一子以下	６，０００円

出産弔慰金

第一子以下	６，０００円

第 6 条　（死　亡）

組合員及び家族が死亡した場合は次の区分により弔慰金及び花輪を贈る。

ここでいう家族とは配偶者、子供、父母及び祖父母をいう。

	東京洗染労組		ゼンキン連合	
	弔慰金	花輪	弔慰金	付加共済（葬祭料）
本人	50,000円	実費	4,200,000円	810,000円
配偶者	30,000円	実費		
子供	30,000円	実費		
父母	30,000円	実費		
祖父母	20,000円	実費		
兄弟姉妹	20,000円	実費		

但し、別居の祖父母、兄弟姉妹については花輪代を削除する。

又、父母とは実父母をいい、養子入籍した者については養父母をいう。この場合、養子入籍していなくても配偶者の父母と同居の場合も認める。

子とは養子縁組又は婚姻等により他籍に移った実子を含まず現に入籍している養子を含む。

第 7 条　（傷病見舞金）

組合員が傷病にかかった時は左記区別により見舞金を支給する。

	東京洗染労組		ゼンキン連合
	7日以上	1ヶ月以上	1ヶ月以上（但し入院のみ）
業務上傷病	6,000円	12,000円	40,000円
業務外傷病	6,000円	12,000円	40,000円

第 8 条　（傷害共済）

組合員が労災法に規定される六級以上の傷害を受けた場合、その傷害等級に応じ下記の傷害共済金を支給する。

	全金同盟団体生命共済	全金同盟団体火災共済
1 級	400万円	5,000円
2 級	300万円	5,000円
3 級	200万円	5,000円
4 級	100万円	5,000円
5 級	24万円	5,000円
6 級	12万円	5,000円

第 9 条　（災害見舞金）

組合員が火災、落雷等の災害に遭遇したときは、下記の通り見舞金を贈る。

1．火災共済

	東京洗染労組	ゼンキン連合
全　焼	３０，０００円	１，２５０，０００円
３／４焼	２０，０００円	９３７，０００円
半　焼	１０，０００円	６２５，０００円
１／４焼	５，０００円	３１２，５００円

2．落雷共済

火災共済に準じた扱いで共済金を支給する。

第１０条　（脱退贈呈金）

組合員が規約第１３条により組合員よりはずれた場合、満１年につき１，０００円の割合をもって選別を贈る。

但し、大会決議により除名処分を受けた者は支給しない。

又、支給に際し加入時点より起算し四捨五入をもって１年未満を計算する。但し加入後３年未満は支給しない。

第１１条　この規定に基づく各種祝金、弔慰金、見舞金等を受ける場合は、所定の用紙に記入し支部長を経て共済部長に提出することとする。

第１２条　第１０条について、組合再編成の昭和４４年１０月１日よりとし、それ以前入社の組合員はこれにより起算し、それ以後の組合員は入社月日をもって起算することとする。

第１３条　この規定は昭和５９年１１月　１日より施行する。

この規定は平成　３年　１月　１日より施行する。

表　彰　規　定

（規約との関係）

第 1 条　　この規定は規約第６０条に基づき定める。

（目　的）

第 2 条　　本組合が組合員もしくは役員、委員等で顕著な功労のあったものを表彰するときはこの規定に従って行う。

（表彰の種類）

第 3 条　　功労表彰１と功労表彰２及び感謝表彰に分けて行う。

（表彰の基準）

第 4 条　　表彰は次の基準によって審査の上行う。

１．功労表彰１

(1)　組合三役の職に３年以上あった者。

(2)　執行委員及び会計監査の職に５年以上あった者。

(3)　支部長、統制委員、表彰委員の職に８年以上あった者。

(4)　以上のほか特に功労があったと表彰委員会及び執行委員会で認めた者。

２．功労表彰２

(1)　組合三役の職に２年以上あった者。

(2)　執行委員及び会計監査の職に３年以上あった者。

(3)　支部長、統制委員、表彰委員の職に５年以上あった者。

(4)　書記局員の職に７年以上あった者。

(5)　各専門委員会役員の職に５年以上あった者。

（表彰の手続き）

第 5 条　　表彰は執行委員会の責任において大会に提出し大会の議決を経て行うが事前に次の手続きを経なければならない。

１．表彰基準に基づき執行委員会で審議し表彰委員会へ諮問する。

２．表彰委員会は執行委員会から諮問があったものについては審議しその結果を執行委員会に報告しなければならない。

（表彰の時期）

第 6 条　　表彰は原則として役職を退任した年の大会において行う。

但し特別の記念行事等で行う表彰については現在の役職を含めて行うことが出来る。（表彰委員会）

第 7 条　表彰委員会は、この規定に基づき表彰の公正を期する為に設置する委員会で次の業務を行う。

1．表彰基準に基づく審査
2．表彰の方法
3．その他表彰全般に関すること

（表彰委員会の構成）

第 8 条　表彰委員会の構成員を次の通りとする。

1．委員長　　1　名
2．副委員長　1　名
3．主　査　　1　名
4．委　員　　若干名

（表彰委員会構成員の選出及び任期）

第 9 条　表彰委員会の構成員は定期大会後の第１回執行委員会で選出し任期は２年とする。

但し、再任を妨げない。構成員に欠員が生じた場合は執行委員会において補充することが出来る。補充による任期は前任者の残余の期間とする。

（表彰の方法）

第１０条　表彰には賞状並びに表彰記念品を授与し、副賞として金一封を贈呈することが出来る。

但し、感謝表彰の場合は感謝状と記念品を贈呈する。

（予　算）

第１１条　表彰に必要な費用は特別会計より支出する。

（規定の改廃）

第１２条　この規定は執行委員会の議決を経なければ改廃出来ない。

（施行期日）

第１３条　この規定は昭和５９年１１月　１日より施行する。

この規定は昭和６０年　６月　１日より施行する。